

平成13年3月19日(月)

於・経済産業省別館817号会議室

第2回国土交通省独立行政法人評価委員会
土木研究所分科会

国 土 交 通 省

平成13年3月19日(月)

第2回国土交通省独立行政法人評価委員会
土木研究所分科会

午後4時00分開会

1. 開 会

【技術調査課長】 それでは、定刻になりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会の第2回目の土木研究所分科会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は分科会のメンバーの方、8名でございますが、そのうち、7名のご出席をいただいておりますので、独立行政法人評価委員会令の第7条の定数を満たしておりますので、まずご報告させていただきます。

なお、本日は前回ご都合がつかなかったお2人の臨時委員の方がご出席でございます。

配席の順でございますが、井上委員でございます。

【井上委員】 井上でございます。よろしくお願いいたします。

【技術調査課長】 それから、藤野委員でございます。

【藤野委員】 藤野です。

【技術調査課長】 よろしくよろしくお願いいたします。

さて、本日の資料、お手元でございますが、そのうちの資料の2から資料の5につきましては、財政当局との協議が現在最終段階に入っております関係上、前回に引き続きまして委員限りとさせていただきたいと思っております。また、資料の7それから資料の9、10につきましても、本日ご意見をいただいて変更され得るものでございます。それから、決定後は法律に基づいて公表されるということ等を勘案いたしまして、この資料につきましても委員限りとさせていただきたく、よろしくご了承をお願いいたします。

それでは、以後の進行につきまして、椎貝分科会長にお願いしたいと思えます。どうかよろしくお願ひいたします。

2 . 議 事

【椎貝分科会長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

まず、議事次第でございますが、第1回分科会の議事要旨がついておりますので、事務局からご説明をお願ひします。そんなに長いものではないので、よろしくお願ひします。

(1) 第1回国土交通省独立行政法人評価委員会土木研究所分科会の議事要旨確認

【技術審査官】 右上に資料1と書いたものでご説明させていただきます。

3月7日に第1回分科会が行われておりますけれども、その中で、幾つかご指摘を頂戴しております。中身につきまして、1枚めくっていただきまして2ページ目をごらんいただきたいと思えます。特に、きょうのご説明は中期目標、中期計画の内容が主になりますので、そこに関係するものを中心に復習してみたいと思えます。

まず、以下のような発言があったということで、1つ目でございますけれども、収支計画であるとか資金計画が毎年同額であって、これで改善が期せるのかといったようなご質問がございましたけれども、これにつきましては、向こう5年間の修繕に要する費用の全体額を見積もって、それを各年度に割り当てたものであるというふうにご説明をさせていただきました。実際の運用上は、これにメリハリをつけて、弾力的に執行する予定であるというふうにお答えしております。

それから2つ目ですけれども、競争的資金を獲得したり、あるいは受託業務等で、いろいろの内部留保ができていったときに、そういったものが法人の業務のインセンティブとなるようにしていく必要がある。逆に努力をした結果、運営費交付金が減額されるということになってしまうと、何もならないではないかということで、法人として税金の効率的な利用を行うということと、基礎的な研究を行う研究機関としての自立性といったものをどうバランスをとるかが問われているのではないかというご指摘がございました。

それから3つ目でございますけれども、大学とか民間との関係でございますけれども、特に大規模な実験施設を持つこと等勘案して、土木研究所でなければできない研究を行うという役割を自覚すべきであるといったようなご指摘がございました。

それから、下から2つ目でございますけれども、社会全体のニーズがどこにあるのか、きちんとアンテナを張って、それを研究の中に反映させるような仕組みが必要であるといったご指摘もございました。

それから、北海道開発土木研究所でございますとか、港湾空港技術研究所と研究成果を競う余地があるということで、特に土木研究所ならではの研究のプロポーザルが重要であるというご指摘もございました。

3ページ目にまいります。研究の評価のあり方でございますけれども、ここに書いておりますとおり、幾多の失敗を積み重ねること、それ自体にも価値がある場合があるので、単純に目標をクリアできているかどうかということで評価がなされるようなものではないのではないかとということでございました。4行目にございますとおり、例えばタイムスケジュールとリンクした目標設定等を行う等の工夫が今後考えられるのではないかとといったようなことでもございました。

それから、研究成果の目標といたしまして、量的な数値目標をいろいろ挙げておいたわけでございますけれども、これに対しましては、計画の実施の段階で固定化するという弊害があってあまり意味がないのではないかとといったようなご指摘がございました。

本日の中期目標、中期計画については、この辺を勘案して、修正をしておりますけれども前回の骨子としては以上とさせていただきます。

【椎貝分科会長】 どうもありがとうございました。大略そのようなことだろうと思いますが、何か委員の方々からご質問ございませんでしょうか、ご意見も結構でございます。

私どもも、いろいろ財務当局等とこの問題は話をしているのですが、大学が繁盛して授業料が増えたら運営費交付金が減ってしまうというのでは、だれも努力をしなくなるから、それと同じようなことですね。

【技術審査官】 はい。

【椎貝分科会長】 ちょっと私からいいですか。

競争的資金というのですけれども、競争相手はどの辺をお考えになっているでしょうか。大学の場合には、明らかに大学どうしなんですけれども。

【技術審査官】 科学技術総合会議等の議論をまず経てということですが、私ども想定しておりますのは、文部科学省がっております科学技術振興調整費、あるいは環境省がっております地球環境総合推進費といったものを、とりあえず競争的資金としてターゲットにしておるのですが。

【椎貝分科会長】 要するに国のお金を考えておられる。

【技術審査官】 はい、まずは。

【椎貝分科会長】 民間のお金はどの程度、幾らかお考えになっているのですか。

【技術審査官】 対象にしていないということでございませぬけれども、まだそういったところは、明確には考えてはおりませぬ。

【椎貝分科会長】 いかがでございましょうか。

よろしいですか、それでは、短いものですので、また問題が出たら立ち戻りたいと思います。

(2) 中期目標(案)について

(3) 中期計画(案)について

【椎貝分科会長】 それでは、次の議題の(2)の中期目標の(案)ですね。それから中期計画の(案)、この2つは、関係しておりますので、一括して議論したいと思いますが、ここも実は大学では中期目標、中期計画はどのようなものかというのは、かなり財務当局といろいろ議論をしているところでありますので、大変に私どもには参考になります。

前回出た意見を踏まえて修正を行ったということが入っているかと思いますが、事務局からこの点をうまくご説明願います。

【技術審査官】 ただいまの議題(2)(3)につきましては、資料が全部で4つございます。資料の2が中期目標の(案)でございます、これは修正した案でございます。

それから資料の3が、同じく中期計画の(案)で、これも修正したものでございます。それから資料の4が、ただいまの資料2と資料3を左と右に目標、計画というふうに配置した対応表でございます。きょうのご説明は、資料の5でご説明させていただきたいと思います。資料の5は、前回お示ししたものをベースといたしまして、どこをどういうふうに修正したかというのがわかるような見え消しであらわしたものでございますので、これでご説明させていただきます。

まず、資料5の一番上に委員限りということでA4の紙がございまして、1から13まで、どういう観点から修正したかといったものをまとめたものがございます。例えば1と申しますのは、中期目標の前文、いろいろ理念のようなことを書いておりましたけれども、これに対しましては、当省の11の法人全体を見ております政策統括官のほうから、もう少し簡略化せよという指示等もございまして、若干修正しております。

それから2番目につきましては、中期計画についても、それを固定ということではなくて、今後、適宜見直しも必要ではないかと、あるいは財務上の硬直化が懸念されるのではないかという意見を踏まえて修正したというのでございます。

それから3番と4番と、それから9番のところをごらんいただきま

すと、建築研究所分科会における指摘事項というのも書いてございます。実はこれは土研分科会と建研分科会の共通の委員をしていただいている方からご指摘いただいたものにつきましては、同じような趣旨を同じようなところに反映させるべきではないかということで、3番、4番、それから9番も勘案して修正させていただいているということでございます。

それから の4、もう一度ご説明いたしますと、4はアウトソーシングに関しまして、コストの観点から妥当なものについてはアウトソースするというを言っていたわけですが、その場合、アウトソーシングによって、基本的な技術といえますか、そういったノウハウの蓄積も一緒に外に出てしまうおそれがあるのではないかとといったような指摘がありまして、そういったところを直しております。

それから 5が、外部機関による研究施設利用におきましては、コストをどういうふうに考えるのかといったことが重要であるという指摘でございました。それから 6番につきましては、国民のニーズをどう取り上げるか。これは先ほどのご説明で、アンテナをどうやって張っていくかといったようなご指摘があった旨ご紹介いたしましたけれども、それを踏まえた修正でございます。

それから 7が、先ほどもお話ししましたけれども、タイムスケジュールを持った目標設定が必要というご指摘を踏まえての修正でございます。

それから 8が、異分野との研究協力が必要であるといったような意見を踏まえた修正。それから1個飛ばしまして、10番目が量的な数値目標を随分書いておりましたけれども、それはいかなものかといったようなことで、後ほどご紹介しますとおり、ばっさりとその辺を落としている部分がございます。

それから11番が、独立行政法人通則法による再整理ということで、これは、全省庁を見ております推進本部事務局からいろんなサジェスションがあったのを受けて修正している部分がございます。

等々、全部で13項目にわたって修正しておりますので、以下、A3の資料に沿ってご説明させていただきます。

【椎貝分科会長】 これが修正をしたところの資料ですね。

【技術審査官】　　そうです。

A 3の資料5でご説明させていただきます。

まず、左側の中期目標の案でございますけれども、上の5行ほどのところを落とさせていただきまして、中身で申し上げますと、「土木研究所は土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等・・・・を目的とする機関であるが」までを生かしまして、その後、2行ほど削除して、「効率的に業務を運営するという独立行政法人化の趣旨を十分踏まえつつ、本中期目標に従い、研究成果の社会への還元等を通じて、質の高いサービスを提供することにより、良質な社会資本の効率的な整備の推進に貢献云々」というふうにさせていただきました。

これに対して、計画のほうでは、　の2番目ということでございますけれども、この中期計画に基づいて策定される計画と個々の施策や財務の執行については、その実施状況のフォローアップを適宜行い、必要に応じてその内容を見直す等、柔軟な対応を図るものとするということを計画の中に織り込ませていただいております。

それから、左にいきまして、中期目標の期間については変更はございません。それから2番目の業務運営の効率化に関する事項も、基本的には4項目挙げておりまして、そう大きな修正はございません。

(1)の組織運営における機動性の向上につきましては、右のほうでちょっと修正が入っております。具体的には、計画といたしまして、研究グループ性の導入ということを書いておりますけれども、これは11ですが、要するに、どういう組織体制を取ってやっていくかというのは、理事長の裁量に委ねられる部分でございます、国の認可とかそういったものの対象外です。そういたしますと、この中期計画は、国土交通大臣の承認対象でございますので、その中期計画の中に研究グループ制を導入するということを書きますと、研究グループ制を敷くこと自体が認可されたというふうに理解され、これは、通則法の趣旨に反するのではないかとといったようなご指摘がございまして、ここでは再編が容易な研究組織形態の導入というふうに、あまり固定的な言い方をし

ないというふうに変えております。

それから の研究開発の連携推進体制の整備につきましても、各研究組織間に横断的な研究及び技術開発や外部研究機関等との共同研究開発との連携、あるいは特許等をバックアップするような組織を設けるということで、ここも書いている内容は基本的には同じなんですけれども、研究グループという言葉を取り外したことによって、こういった一部修正が出てきております。

それから左にいきまして、研究評価体制の構築と研究開発における競争的環境の拡充につきましては、目標のほうは変えておりません。計画のほうでございますけれども、次の右下49ページの2行目のところにありますとおり、評価の方法ですけれども、まず自らの研究に対して行う自己評価という言葉を入れさせていただきました。つまり、内部評価といたしまして、自分自身が行う自己評価というのと、それから研究所内での内部評価、これは内部での他人による評価という意味ですけれども、そういう2つの体制を組むということにさせていただきました。

それから外部の方に、学識経験者に評価していただく外部評価もこのとおり書いておりますけれども、前の文章では、研究評価委員会なる特定の固有名詞が盛られておりましたので、これも先ほどと同じような趣旨、11の趣旨に沿いまして、ここの部分については、消させていただいております。やろうとしていることについては変わりはありません。

それから、左側の(3)番目で、業務運営全体の効率化というところですが、「研究業務その他の事務全体を通じて」とございました。この事務という言葉には、研究業務を外したイメージがあるのではないかとということで、この「事務」を「業務」という言葉に変えさせていただいております。

この(3)に対応して、右のほうの修正点でございますけれども、追加ですけれども、アウトソーシングの検討対象とするものについては、基本的には同じなんですけれども、その際に、コストの点だけを前回の資料では言っておりましたけれども、「コストや自ら実施することによるノウハウの蓄積の必要性等を検討の上、可能かつ適切なものをアウトソーシングを図る」というふうに

させていただきます。

それから(4)の施設設備の効率的利用でございますが、これについては、左は変わっておりませんが、右のほうでは外部機関の利用にかかわる要件、手続及び規定を整備し、公表するというふうになっておりましたが、ここで明確に利用料等にかかわるものを含むと、これはコストをどうするかによって、外部の機関の使い勝手が大きく変わるといったようなこともございましたので、そういったものをきちっと利用料金も含めて規定する旨、ここに修正させていただきます。

それから次のページで、大きな3番目でございます。国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項でございますが、ここでは、アンダーラインを引いたところを印をしておりますが、「すぐれた成果の創出と社会への還元を果たすよう、国家的社会的ニーズを踏まえた研究や、その将来の発展に向けた基盤的な研究等の任務を遂行すること」というふうにさせていただきます。右のほう、これも6でございますけれども、アンダーラインのところですが、国民へのアンケート調査等の各種調査やインターネット等の多様なメディアによる情報交換等により、国民ニーズの動向を的確にとらえ、研究に反映させるというふうにさせていただきます。要するに国民の声を直接、どのようにして取り入れていくかという体制について書いたものでございます。

左のほうに戻りまして、が研究所全体の研究についての基本的な事項、それからがそのうちの重点領域についての記述でございます。については目標のほうは変わっておりませんが、計画のほうでは若干修正しております。ここに書いておりますアンダーラインのとおりですが、の4行目の後半から申し上げますと、「研究開発の範囲、目的、目指すべき成果、研究機関」まで書いておりましたけれども、「研究過程等の目標を明確に設定し、計画的に行う」というふうにしております。それから、8の印をつけておりますけれども、「他分野や境界領域を視野に入れ、他の研究機関等が保有管理するデータベースも有効に活用する」というふうにさせていただきます。それ

から左にいきまして ですが、 の前半の部分については、これは基本的に変わりはございません。おおむね40%を充当することをめどとするといったところも変わっておりませんが、ア)とイ)とウ)の書きぶりを変えております。項目といたしまして、ア)が安全の確保、イ)が良好な環境の保全と復元、ウ)が社会資本整備の効率化というところは変わっておりませんが、その中身のところで、事細かに、例えば消したところをごらんいただきますと、土木構造物の経済的な耐震技術であるとか、法面、斜面の災害防止技術であるとか、個々具体的に目標で指示していたものを、目標といいますか、目的の部分だけを書いて、個々の中身については、ここでは規定しないというふうにさせていただいております。

同じように、良好な環境の保全と復元のところでも、2行目の「健全な水循環の回復」以下のところの記述を削除しております。ただ、1行目のところにありますとおり、「自然環境や地球環境問題に対する国民の強いニーズに対応し」というその目標を入れておる次第でございます。それからウ)のところも、同じような趣旨で、「少子・高齢化社会の到来、厳しい財政状況を踏まえ」という表現を入れさせていただきまして、2行目の「構造物の耐久性向上」以下の部分については、これを削除させていただいております。

それと、ここにはちょっと見えてないのですが、右下のページで56ページをごらんいただきたいと思います。重点領域として、どんな研究をするのかという全体を表でお示ししておりますけれども、この表の左側に、例えばア)の安全の確保にかかわる研究開発のところ、土木構造物の経済的な耐震補強技術に関する研究とか、領域がずうっと全部で14領域書いてありまして、ここについては変わりはないのですが、その右のところに書いている中期目標期間中に目指すべき研究成果の部分につきましては、前回、もっと数が多くて、項目数が非常に多かったのですけれども、それをちょっと、土木研究所の内部でいろいろ議論させていただきまして、もう少し絞り込みをしております。後ほどご質問いただけたら、どういったところをどういう観点から集約しているかというのは、ご説明させていただきたいと思いますけれども、この表で

言いますと、こっちの数が少し減っているはずでございまして、少しその重点化を試みているということだけ紹介させていただきます。

それから、ちょっと戻りまして、資料の右下の51ページのところですが、左の上のほうですが、(2)の他の研究機関等との連携等のところは、前5年間に比べて、共同研究についてですけれども、10%程度増加させることという部分については、そのままでございます。右のほうもこれに呼応して、50件程度新規に実施するということは変えてございません。

それから「海外からの研究者の受け入れについては云々」とありましたけれども、左のほうで海外からの研究者の受け入れについて具体的に言うておりませんので、その書きぶりをここに書いておきますとおり、「海外の優秀な研究者の受け入れを行う」という書きぶりに変えております。これは日本語の問題でございます。

それからこのページの一番下のところですが、目標のところ、10ですけれども、その際研究所の論文発表数(査読付き)以下の4行につきましては、各先生から一様にこういった目標の設定の仕方はいかななものかというお話がございましたので、この部分についてはすべて削除させていただきました。

これに対応する形で、右のほうでございますけれども、10と書いているところをごらんいただきますと、ホームページへのアクセスカウント数の増大の部分について、30%程度増大させろというところも外させていただきました。

それから右のイ)のところですが、特許獲得等」というところも削除させていただきますので、このイ)の部分の下の2行、「以上の措置を通じて、論文発表数、特許の獲得件数のところの2行を削除させていただいております。

それから、4番の左ですが、財務内容の改善に関する事項でございますけれども、これにつきましては、財務省のほうから、若干指示といいますか、どういふ書きぶりにするかというようなことのサジェスチョンがございまして、言おうとしていることはそう変わっているわけではないのですけれども、ここに書いておきますとおり、健全な財務体質を維持することは当然であるというこ

とで、書くまでもないことで、削除させていただきまして、業務運営の効率化に関する事項で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の運営を行うことという表現にさせていただいております。

次のページからざっと変わっておりますのは、ずうっと二重線がいっぱい書いてありまして、前の案は基本的にはこういう考え方でやっておりますということを書いておったのですが、これも財務省から、当省の11法人に共通のサジェスションがありまして、もっと具体的に書けという話がありましたので、前の文章をすべて削除いたしまして、運営費交付金の算定方法としてどのようなやり方をしたかというのをもう少し詳しく書いております。まず、ここに書いておりますとおり、ルール方式を採用している。これは前回の説明で十分ご説明できませんでしたが、運営費交付金の算定方法は、今後例えば2年度目、3年度目で実際に何を行うかということを決めてしまって、それに必要な額を全部積算して積み上げるというやり方が1つの方法として提示されておったわけです。もう一つの方法は、一定のルール、考え方を示して、その計算式で出てきたものを運営費交付金とするというやり方で行っていました。これはいろいろ財務省とも議論したのですが、土木研究所、それから参考までに申し上げますと、建築研究所も2年度目、3年度目の研究内容を今の時点で確定させることがなかなか難しい面があるということで、ルール方式を採用させていただいております。ルール方式の採用ということをまず書かせていただきまして、その方法は、運営費交付金というのは、業務経費と人件費と一般管理費からなるということとさせていただいて、人件費を除く業務経費につきましては、前年度における「業務経費×」で、このにつきましては、一番最後のほうに出てまいりますけれども、右下54ページのアンダーラインを引いてある一番下ですが、政策係数ということで、業務の重要性を勘案した係数で毎年度決定する。これは実はなかなか国土交通省とか土木研究所だけで決められる数字ではないのでございまして、この辺は財務省とも協議しつつ決まるべき数字というふうにお読みいただければと思います。

それから人件費のところは、非常にややこしい書き方をしておりますけれど

も、「基準給与総額 + 退職手当所要額 ± 新陳代謝所要額」という聞き慣れない書きぶりが出ておりますけれども、プラス運営状況等を勘案した給与改定分ということになっております。参考までに次のページをごらんいただきますと、新陳代謝所要額というのはご覧のように複雑な書き方をしております、かなり具体的にこれで決まってくるわけですが、その逐一につきましては、後ほどご質問があれば、土木研究所のほうから詳しくご説明させていただきたいと思っております。

ということで、具体的な予算、それから収支計画、資金計画につきましては、表の別表につきましては、今のような若干考え方が変わっているのを受けまして、別表の中に書いている数字に若干の変更がございます。

それから54ページの一番下ですが、短期借入金の限度額につきましては、単年度、前回の説明では6億5,000万とさせていただいておりますけれども、これを9億円と修正させていただいております。

それから次のページで、5番の重要な財産の処分等に関する計画のところ、これも財務省といろいろ協議いたしまして、これは11法人共通でございますけれども、処分等の見込みがないときには、それを何も書かないということになりましたので、単純に削除させていただいております。

それから左のほうに行きまして、人員及び人事に関する事項でございますけれども、人員の数そのものにつきましては、これはまた別の手続で届け出ることになっておりまして、この中期計画の中で認可を得るような内容ではないというふうに整理された結果、「人員及び」というところを左のほうから削除しております。同じように右のほうでも「人員」というところは全部取らせていただいております。

それから人事交流その他につきましても、ここではこういうやり方によってこうするとかということをいろいろ書いておりますが、この辺も、理事長の裁量に委ねられる部分であるということで、基本的な考え方のみ書かせいただきまして、細かなことはすべて削除させていただいております。

それから人員の数216名につきましては、期初、期末とも、一応参考とし

てですけれども、同じというふうに見込んでいるということ、それから人件費総額については、117億5,000万円を見込んでおるといふふうにさせていただきます。

以上、前回にお示しした資料と、どこがどのように変わったかということを中心に説明させていただきました。以上でございます。

【椎貝分科会長】 どうもありがとうございました。

端的に言いまして、この前、なかなかしっかりした中期計画をおつくりになったわけですが、まあ、財務省がいろいろ日本の形で少し統一的にやりたいという意思があって、相当大幅な変更になったわけです。項目によっては中期計画で具体的に書かなくてもいいという意味ですね。それは、その長がいるのだからその裁量でやれということではないかと思えます。

それでは、ご質問、ご意見等いただきたいと思えます。どちらからでもどうぞ。

【藤野委員】 最初の1ページの左の上の、「土木研究所は、土木に係る建設技術……」と書いてあるわけですが、「建設」というのは普通は、つくるというイメージが非常に強いのです。いろいろ幅広く考えたときに、「建設」だけでカバーしきれないのではないかという気がしたのですけれども。

【技術審査官】 これは、土木研究所法の書きぶりから引いてきたということです。ここで言う建設技術という言葉なんですけれども、国土交通省設置法とかにも出てくるのですが、どちらかと言いますと、実は建設とか管理とかという意味での建設というよりは、今回、国土交通省になりました運輸系にもさまざまな技術があるわけですが、自動車検査の話とか、鉄道と航空とか、そういったものとの対比で、建設技術という言葉が使われて……。

【藤野委員】 建設分野の技術ということですね。

【技術審査官】 そういうことでございます。俗に言う「トンカチ」、つまり管理とか保全とかという意味に対応する言葉ではなくて、建設部門ということで土木研究所法では使われておるといふことでございます。

【椎貝分科会長】 どうもありがとうございました。そんなところですか。

【藤野委員】 今度は4ページの記述に関して質問いたします。結局、研究というものはかなりの部分が人に負うところが多いと思います。若い方を中心とした、交流研究員制度というものの創設ということですが、これはどこかに具体的な案がもうできているのでしょうか。

【土研所長】 これは、現在、土木研究所で、特に都府県の人だとか、それから財団法人の人だとか、そういう方にある一定人数来ていただいて、給与のほうは出てくる元のほうといたしますか、いわゆる弁当持ちで来ていただいて、研究費は土木研究所の研究費を使って、土木研究所の研究員と一緒に研究していただくというやり方になっておりまして、そういったようなものを独立行政法人のほうでも、新しくつくっていきたいという趣旨でございます。

【藤野委員】 次の海外の場合は給料を払うということですか。

【土研所長】 これも、フェローシップ制度等を活用すれば、例えば科学技術振興費だとか、そういったようなものから出すこともできますし、そういう必要な資金の調達方法は幾つかあります。

【藤野委員】 ちょっと話が飛びますが、例えば大学で、博士を取った人が3年とか4年とかを短期的に土木研究所で過ごしてやるというときに、無給というわけにはいかないわけですね。そういう人たちはどういうふうに。

【土研所長】 それはちょっと別なところに出てきておりましたけれども、任期付研究員という制度が現在の土木研究所でもございまして、それは、8ページ目の右側の(2) ちょうど真ん中あたりに任期付研究員というのがあります。これは採用です。

【藤野委員】 この方は8ページの常勤職員数の216にカウントされるのですか。

【土研所長】 カウントされます。定員の中に入ります。

【藤野委員】 大学ですと、科学技術振興費、つまり私どもがもらう研究費からポスドクというのですが、外国人研究者などを1、2年雇って、研究の活性化をすることができるのです。土研ではフレキシブルには対応しにくいのでしょうか。

【土研所長】 現在の土木研究所の制度では、定員内に入っております。今度独立行政法人制度でいろいろな省庁が運営していきますけれども、そのときにどういう扱いになるかというのは、今の段階ではわかりませんが、今までのを踏襲されてしまうと、定員の中で運用していくということになると思います。

ちょっとこれはやってみないとわからないのです。

【椎貝分科会長】 これは大学でも問題になっているわけで、もらった大学は当時、どんどん増やしてもいいという話し合いになっていましたね。別に定員は詰めないという、基準定員というのも。例えば特許で100億稼げば、何人入れてもいいという形だったと思います。

【土研企画部長】 任期付職員ですと、定員の中ですから、身分もはっきりするわけですが、今、言われましたポスドクの人を何らかの形で受け入れるということになりますと、その期間の身分をどうするかとか、例えば臨時職員みたいな身分にするかとか、いろいろ法的な問題が出てくるので、多分その辺を新しい独立行政法人になってから検討して、もっと弾力的にできるような道を探っていくのだろうと思います。

【藤野委員】 これからの課題ということですね。

【土研企画部長】 そうです。

【ダム技術センター理事長】 公務員としての最終的な経歴に数えるのか数えないのかというような課題もあるかと思います。

【藤野委員】 ただ、どこの組織でも公務員でない人はごろごろいますよね。大学でも、いますよね。それが事務のサポートであるのか、研究する人か。事務担当であればもらえますよね。それが研究担当になったときには難しいということですね。

【土研企画部長】 臨時職員ですね。今、土木研究所の臨時職員は確かに事務のほうで入れていますが、これは非常に給料が安いところで、いわゆるアルバイトなんですね。ポスドクの方をそれと同じぐらいの給与でというのは、なかなかほかとの対応からしてもまずいのではないかとということになっております。

【藤野委員】 大学はそんなことはないですよ。

【土研企画部長】 そうなんですか。

【藤野委員】 ええ。まず寄付講座の教授は全部日雇いですけど、教授クラスの給与を払うんですね。

【土研企画部長】 教授クラスですか。

【藤野委員】 ええ、寄付講座。

【椎貝分科会長】 お金を払うことはできるわけ。

【藤野委員】 できる。これはできると思うのです。だからその人の身分を保障しなきゃいけない理由はどこにあるかということですね。

【土研企画部長】 ですから、臨時職員としての雇用契約を結んで、そういう身分で例えば労災の問題とか、年金の問題とか、そういう問題が全部その形でクリアできれば、それはそれでいいのでしょうかね。

【藤野委員】 だから、年金の問題なんか考えない。

【土研所長】 年金だとかも、本人が納得すればいいわけ。

【藤野委員】 つまりその割り切った期間でいい仕事をしてくださいということを考えればいいのじゃないかと思います。こういうことを活発にやることは、1つの活性化、さらに土木研究所を活性化するやり方ではないかなと僕は思えて仕方がないのですが。

【技術審査官】 やっぱ競争的な資金とか、あるいは民間とか国からの受託をして、例えばみずから独立行政法人として資金的な留保があった場合に、それをどう活用するか。そのときに、ここに書いておりますのは、常勤職員数ということにして、要するに国家公務員の身分を与えて、なおかつ、ここには書いておりませんが、要するに運営費交付金をはじくときの基礎的な、要するに国から幾らお渡しするかというときの人件費とかそういったものになっているわけですね。そこのところをむやみに、例えば独立行政法人が、増やすのはいいのですけれども、例えばそれがきちんとした理由とか、そういったものがあれば別ですけれども、独自の判断で変えるのはいいけれども、その部分で、増やしましたから人件費をたくさんくださいと言ってもなかなかでき

ないですね。

【藤野委員】 それはそうです。

【技術審査官】 ここに書いていますのは、むしろそういう国から義務的とは言いませんけれども、どの程度の人件費をその法人に対してお渡しすべきかというものであり、なおかつ国家公務員としての身分と申しますか、そういったものをきちんと与えるべき常勤職員数が書いてあるのであって、例えば非常勤、あるいは臨時というような言葉が出ましたけれども、そういったものを、いろんな競争的な資金を確保して、それを使って法人がやる分については、それは妨げられないというふうに考えてよろしいかと思えます。

【藤野委員】 だから、そのときの研究交流員というのは、先ほどちょっとご説明を伺って、給料を払わないと言われて、そういうタイプの方だけを増やすというのでは、やっぱり限界があるのではないか。

例えば文部科学省の研究調整費を土木研究所が非常にたくさんもらったと申します。大学でもらえば、ドクターを持った人を雇うことができるわけです。それが土木研究所だとなかなかできないということは、やっぱり研究がしにくいのではないのでしょうか。今、いる現有だけで216名の枠をなるべく守るというやり方では、短期的にやはり研究は短期的に3年とか5年で来るわけですね。だから、そういう人たちに合ったような優秀な人を雇うというシステムを早く考えておかないと、受け入れるときに、結局今、いる方でやるというのは無理がくるものですが。そんなことはないですか。

【土研企画部長】 その点、8ページのところで、見え消しの消しのほうを見ていただきますと、少しここらがわかると思うのですが。消しのところの、一番下から3行目ですが、「国土交通省をはじめとする関係省や大学及び他の研究期間等への職員の派遣、あるいは受け入れ等による人事交流を積極的に推進し」というのは、この辺をやっぱり考えてはみようという気持ちはあるのです。これが定員枠の中、外含めてやり方を考えていきたいということなんですが、先ほど、冒頭の事務方の説明にありましたように、この部分というのは、理事長がどう考えていくかという部分であろうということでご

ざいますので、今のご意見などを参考にしながら、実際の運営の中で、考えてまいりたいと思います。

【椎貝分科会長】 逆に、ここでしっかり書かなくてもいいというふうになる。

【藤野委員】 そうなると思います。

【椎貝分科会長】 おそらく、これからの大学運営と同じで、例えば特許で10億円も毎年稼ぐようなら、その分を人件費に回していいんですよ。それは、学長の裁量でできるということですから。

【技術審査官】 ちょっと説明のほうが不十分だったんですが、中期目標と中期計画の性格は、中期目標というのはこういうことをしなさいという指示でございまして、中期計画はその目標を達成するためにどういう措置を講ずるかということ、必要最小限と言ったらちょっと語弊がありますが、書くべきものなんです。不足であれば問題だと思います。ただし、ここに書いてないこと、これは、前回も出たかと思いますが、書いてないからできないとか、そういったことはないのでありまして、その左に書いてあることをどう達成するかということを書いてあればいい。だから、もしも制約があるとしますと、土木研究所法のほうに、土木研究所はこういう業務を行うというのを書いておりますけれども、それで読みきれないことをやったら土木研究所法違反になりますけれども、その範囲であるならば、ここに書いてないことをその理事長の自由裁量でやることは十分可能なわけです。

【椎貝分科会長】 今、言われたことが、独立行政法人の最大の目標で、今までは書いてないと、学長はできないわけね。ところが今度は、書いてないからできるという形になっていくわけです。だから、金持ちになる大学もあるだろうし、学長がヘボならば倒産する大学もあって、研究所もあるという形なのね。だから、ここで直されてきたって、あまり具体的に書かなくていいと、理事長の裁量でできることは書かないでくれという意味に私はとったんですけれども、そうですね。

【技術審査官】 そうでございます。

【後委員】 全体の通しで50ページのところですけれども、中期目標の真ん中の社会資本の整備管理にかかる社会的要請の高い課題への早急な対応のところで、真ん中あたりに「40%充当することをめどとする」というのは、この40%というのは、以前の状況も踏まえて、要するにどういう意味の40%なのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

【椎貝分科会長】 つまり40%の根拠ですね。はい、何か根拠を。

【技術審査官】 先ほど、重点研究領域の表がございましたが、そこに書いておりますような領域にかかわる研究に、これまで土木研究所のうち独立行政法人へ移行する部分が研究費の中でどの程度の研究費を充てていたかというのをまず算出したしまして、それをおおむね10%増大させた数字でございます。

【土研先端技術開発研究官】 具体的に平成13年の予算の例が出ておりますけれども、大体、独法のこういう重点研究に配分されるのが約3割ちょっとぐらいでございますので、先ほど説明がありましたが、それを徐々に増やして、全体としては中期目標期間中で4割ぐらいにしていきたい、そういうことで決めております。

【技術審査官】 5年間のトータルですね。

【椎貝分科会長】 これは、一口で言えば過去の今までの実績からはじき出した値ということですか。

【技術審査官】 それをおおむね10%ぐらい押し上げるということでございます。

【後委員】 それは、少なくともそのぐらいはやりましょうということなんではないでしょうか。

ほかの自由な研究の余地を残そうとするのか、要するにその辺のところがよくわからないのです。何かの都合で40%から外れたときに一体どういうことになるのか。自由度が失われるのかどうなのかというところがちょっと知りたかったんです。

【土研企画部長】 重点プロジェクトというのが、先ほど表に出ておりますけれども、こういうものを、ここの今の50ページで言えば、「重点的研究開

発を的確に推進し、関連技術の高度化をする明確な成果を早期に得るために」ということ、5年間で、はっきりした成果をつくって、世の中に還元していく。こういう部分をはっきりと研究計画の中で割り出していきましょうというのを今回の考え方で入れたわけです。ですから、ほかの部分との関係で言えば、この40%の経費をもって、独立行政法人土木研究所の与えられた役割が、5年間で外にはっきりと見えるような形で出していき、そのために重点的にここに予算を行使していこうという考え方です。ですから、30%を40%にして、増やしていって、結果をちゃんと出していきますという宣言になっています。

【後委員】 はい、わかりました。

それからもう1点、自己評価や内部評価の部分、つけ足していただいたところ。

【技術審査官】 49ページですね。

【後委員】 そこで議論すべきことかどうか、ちょっとわからないんですけども、例えば、運営費交付金の算定をして、国から入ってくる段階では一応債務として入ってきて、それぞれが収入として認識されるときにはそれを収入として認識しましょうというのですが、それと、評価というのは、リンクしているのでしょうか。

【土研調査官】 今の段階で、今、ご質問のところについては、必ずしもリンクをしていないというふうに考えています。

今、おっしゃったように、債務でとりあえず入れましたから、それはそれらが実施された段階でいわゆる収益のほうに入れるというふうなところに、会計上、今、なっております。これは、毎年度そういう形で受け入れて、それが執行された段階で振り替えていくということになりますので、それを必ずしも評価によって振り替えていくということではないということを知っております。

【後委員】 要するに時間の経過でやっていくということですね。はい、わかりました。

【椎貝分科会長】 今の件、私、ちょっと質問しようと思っていたんですが、

この評価がみんな合っていればいいのですけれども、これは書いてないから、おそらく理事長が決めることになるのですが、評価がみんなそれぞれ違った場合には、そこの理事長の裁量で決めるような形になるのでしょうか。

この3種類の評価がありますね。同じ研究に対して、自己評価があって、内部評価があって、外部評価がある。これが大学でも問題になるのは、必ずしも一致しないのですね、その評価がすべて。そういうときには、書いてないから、理事長の裁量ということになるのでしょうか。逆に言うと、3種類くらい評価をやっておけば、安心できるだろうというような形でしょうか。

【藤野委員】 それに関して1つだけ。

この49ページ、2ページの上から2行目のアンダーラインがついているところですが、「自らの研究に対して行う自己評価」。自己評価はわかるのですが、このときの研究という言葉が適切かどうかということを、ちょっと僕は思うんですね。例えば、研究所が確かにある。研究をやる人はいる。しかしその研究成果を、例えばいろんなところに活用するためのことに力を割く人も要るだろうし、いわゆる研究というと何か論文を書くみたいなイメージが非常に強いですけれども、実際には論文を書くだけではなくて、いろんなフェーズがあって、いろいろな人がいないと、総合力は出ないと思います。こういうときに研究と書くと、いや、僕は論文を1個も書いてないから、自己評価は低いのかというと、決してそんなことはない人もたくさんいるだろうし、何かちょっと狭い感じがするんですね、言葉として。

【土研企画部長】 今のところですけども、その前のページの48ページの一番下のところを見ていただきたいと思うのですが、これは、研究評価体制ということで、研究課題に対する評価のことが書いてございます。それで、この中期計画全体を見ますと、51ページをご覧いただきたいと思うのですが、今、おっしゃったような例えば技術の指導を中心的にやる人であるとか、研究成果の普及をやる人というような人も当然出てくるわけです。特に、今回の場合には、特許を取るための支援部隊をつくらうとか、そういうことも考えております。ですから、研究所全体としての評価といたしますが、多分、独立行

政法人評価委員会に5年後にかかる内容は、こういうその他の業務も含めてこのように行いましたという説明をさせていただくことになると思いますが、今、ご指摘いただいた点は、研究課題についての評価、非常に狭い部分の評価についての記述になっております。その他の部分というのは、こういう細かい評価をするということはこの中では記述していない。自己評価だとか、内部評価、外部評価をしますよという手順を経るということは書いてはいないということなんです。

【藤野委員】 だけども、資料5 - 1は業務の効率化ということで、かなり最初にきている話ですよ。だから、確かにこの今、おっしゃっていることは49ページの「自らの研究」、すなわち、あるプロジェクトがあって、その担当している人たちが自己評価だけをするということですか。

【土研所長】 そうです。自らというのは、必ずしも個人個人を意味しているということではなくて、あるプロジェクトを一緒にやった人が何人かいるとすれば、そのグループで自己評価する。それをまた、自分たちが自己評価したものを所内の評価委員会にかけて、内部評価をもらう。

【藤野委員】 そうすると、これは人ではないということですか。

【土研所長】 個人個人ではないです。

【藤野委員】 個人個人ではないということですか。「自らの研究」に対してというときは、個人を指すように思いますが……。

【土研所長】 自らが複数の場合が多いとお考えいただければということですよ。

【藤野委員】 そういうことなんですか。自分たちがやっているプロジェクトを評価するということですか。なるほど、そう納得せざるを得ない。(笑)

【椎貝分科会長】 おそらくこれは財務省あたりのお考えもあるのでしょうけれども、日本独自で、いろんな評価をやればどれか当たるだろうというわけなんですね。ところがやっぱり欧米の、特にアメリカあたりの研究所は、こういうことをやらないんですね。とにかく、評価がうまい人を呼んできて、そいつにやってもらおうと、それがもう、全く違う体制なので、私はこれが生きるか

どうかというのは、かなり興味を持って見ているのですけれども。人事みたいなことを言いますけれども。私の知っているパーキンスというMITの副学長をやった人は、全く研究能力ゼロなんです。だけど研究評価能力が100あったから、20年ぐらいずっとやって、ノーベル賞学者を何人もつくったわけね。それで、去年退任になりましたけれども、そこいら辺が日本は大勢でやればどれか当たるだろうという考えなんですね。だけど白川先生、この間ノーベル賞をもらった人だって、私は東工大で一緒にいましたけれども、全くだれも評価しなかった、すべてを評価しなかったですからね。(笑)外国で評価されたということだから、だからこれはこれで、当たらずといえども遠からずの結果は出ることは確かなのね、大勢でやっているから。ただ、食い違ったときに、非常に難しい問題が僕は生ずるだろうと思っていますけれども。やっぱり評価ができる人を見つけるという作業が日本では一番ないんですね。大勢でやれば当たるだろうということで、これは何も土研が悪いわけではなくて、日本のシステムが悪いところなんですね。とにかく評価を今、たくさんやれば、どれか当たるだろうという形でやっている。

【土研企画部長】 先ほど椎貝分科会長が言われましたように、多分一番ポイントになるのが、研究開発するかしないかという部分ですが、そこはまさに理事長が最終的には判断をして、こういう評価だったら今はすべきではないだろうとか、この評価だったら、ちょっと厳しい評価だけれども、今、やっておいたほうがいだろうと。そういうのは理事長の判断です。

【椎貝分科会長】 要は理事長が決めればよいということですね。

【井上委員】 今の評価で、51ページの(3)にあるようなことの評価というのは、どのようにされるのでしょうか。例えば技術指導であるとか、経験成果の普及と書いてある、そういうことの評価はどこでやるということになるのでしょうか。それは結局、もちろん個々の研究グループの研究の評価も大事なことですけれども、それがどのように世の中に出ていっているかということ、これが一番大事ではないかと思うのです。

【技術審査官】 端的に言いますと、そういった研究所全体としての研究の

中身そのものだけではなくて、それが世の中にどれだけ役に立っているかとか、普及がどれだけ図られたかといったような評価は、一言で言いますと、例えばこの分科会なり、評価委員会が、要するにこれから独立行政法人から出される例えば年度計画というものがどの程度実効的に展開されたかというような評価をしていただく場面はございます。ただ、それを第三者といたしますか、外部の方から見ているのがこの評価委員会であり、分科会ですから、こういったところまで含めて、その法人の中で内部評価なりあるいは自己評価なりをすべきであるか否かというのは当然あり得る話でして、それは独立行政法人がそういったパフォーマンスも含めた評価をするということになれば、必要ということになれば、それは法人が判断して、ここに書いてなくてもやるということになるかと思えます。ここには特に書いてないのですけれども。

【藤野委員】 私は、こういうのは公表するということが一番大事なのかなと思えます。自己規制といたしますか、例えば個人でなく研究だとおっしゃったけれども、僕がこの2年間何をやったかという、論文は1編も書いてないけれども、こういうことをやったというものを書いて、みんなが見られるところに置くということ自身が自己規制になるから、実際にそれをどう使うかというのは非常に難しいし、使わなくても表に出すということが非常に大事なアクションではないかと読んだのです。

【技術審査官】 前回はそうですけれども、研究評価につきましては、自己評価であれ、内部評価であれ、外部評価であれ、研究評価の結果については公表を原則とすると書かせていただいております。したがって、研究評価そのものだけではなくて、技術の指導あるいは成果の普及等まで含めて、その内部評価なり、外部評価などを行うとすれば、それを外に公表するかどうかも含めて、法人の裁量に委ねられると思えます。ですから、こういったところでご指摘いただくということは、中期計画の認可に直接関係することではないにせよ、これから法人がいろいろ個々に網羅されていないことをどうやって立案していくかというところに参考にさせていただくべき部分はたくさんあるのではないかと考えております。

【椎貝分科会長】 ここもなかなか日本らしくて、ある意味ではいいところなんですね。研究評価の結果については公表を原則とするというのは、ガラス張りでやろうというわけで、アメリカだったら絶対公開しないと思います。

【後委員】 55ページの中期計画のほうの6の剰余金の使途について、確認させていただきたいのですが、要するに中期目標期間中の5年間にできた剰余金の留保期限も5年間というふうに解釈してよろしいですか。

【土研調査官】 この中期計画の中で出していただいた剰余金につきましては、その年度年度、要するに5年間の間の年度年度で出てくる剰余金というふうに考えております。それで、今のご質問の、例えば全体としての5年間で出てきた剰余金をどうするかというのは、次の中期計画の段階で、その中にどういふふうにそれを織り込んで、どういふふうに使うかということにつきましては、また財務大臣等と協議をして、そのまま決めるというふうになっております。ですから、この5年間の中期目標期間において発生してくる剰余金については、こういった研究開発とか、あるいは研究基盤の整備の充実に使用することなんですけれども、一番最後の5年目の最終年度の段階で、その5年間の分が全部剰余金としてまた出てくるわけです。ですから、それについては、次の中期計画にどう使うかというところで、先ほど申しましたように、財務大臣と協議をしてそこで決めるというふうになっております。

【後委員】 ということは、持ち越せるということですか。

【土研調査官】 結果的に言えば、そうなのですが、剰余金ですから、その分、剰余金を受け入れて何かをするということになれば、当然運営費交付金とかそういうところに影響してきますから、運営費交付金が例えばその分減額されることもあり得ると思います。

【後委員】 独立行政法人の実務の本で、5年以上は繰り越せないというふうに書いてあったものですから。

【土研調査官】 繰り越すというのは、剰余金をどう使うかということであって、5年のうちは、例えば使い残しがあればそれを繰り越していくということになります。使い残しと剰余金というのはまた性格がちょっと違います。

剰余金というのは、独法自らがいろんなことをやって稼いだお金であるとか、運営費交付金をもっと効率的に使って残ったお金であるとか、そういったものが剰余金として残っていきます。一方、繰越というのは、実際年度内にその業務が終わらなかった場合に、翌年度に回していくという意味です。

【後委員】 わかりました。質問の趣旨は、要するにためたものを5年が終わる時点で使い切らなきゃいけないのだったら、これはあまり効率のいい使い方ではないと思ったものですから。

【土研調査官】 ですから、使い切れてなければ、それを全部振り替えて剰余金に持っていきますから、その段階で次の中期計画でどう使うかということが、そこはまた当然その承認等が出てくるという事項になっています。

【後委員】 わかりました。

【中村委員】 48ページの中期目標の一番初めのところですよ。これは大分消されたりしていますけれども、この趣旨は要するにもっとすっきりしろということなんですよ。多分、言わんとすることは同じでも、表現をすっきりさせるということなんですよ。

【技術審査官】 はい。

【中村委員】 それで、ちょっと思ったのですけれども、効率的に業務を運営するという独立行政法人化の趣旨を述べていますが、多分ここは、いろいろある独立行政法人化の趣旨の中でも、「効率化」という部分を取り出したという感じなんですよけれども、ここだけ読んでしまうと、何となく効率化だけが独立行政法人化の趣旨のように読めないこともないかなと思いました。独立行政法人化の趣旨は、その消されたところにありますけれども、効率化だけではなく、自立性とか自発性とか、いろいろあるわけですよ。だから、こういうふうに出てしまうと、さっきの表現がどうかなとちょっと思いました。

また、「踏まえつつ、本中期目標に従い」、要するに効率的な業務の運営って、中期目標の中に入っているものですよ。だから、「踏まえつつ、中期目標に従い」というと、何か入っているのか入っていないのかとあいまいな感じになるかなと。まあ、別に、表現的な問題で、あまり効率効率というのを言わなく

てもいいんじゃないのかなというふうに思うんですけども。まあ、中にちゃんと入っていますしね。それが大事だということは見ればわかりますので、むしろ効率よりも、質の高い研究をしてもらいたいと、私は思いますので、よほど入れなきゃならないという理由があれば別ですけども、その辺はどうなのでしょうか。

【椎貝分科会長】 いかがですか。このところは、大学を例にとればわかりやすいので、とにかく今までの国立大学ですと、使い道が最初からきちんと決まっていますね。それで、ここで大分今年は受験生があつて、受験料がたくさん入ったと思つてもそれは国へ行ってしまう。それから先生には平等にこれだけ分けるということになっていて、効率的ではないではないかという声があつたんですね。それが何か反映され過ぎて、どうも効率化効率化というのが出てきちゃつて、だから民営型にすれば、もっと効率化ではないかという議論が反映しているのだらうと私は思います。そんな感じでしょう。

【技術審査官】 例えばお手元に配付している資料の一番後ろのほうに、参考1というのがございます。これは、独立行政法人通則法なんですけれども、これの第2条のところで、定義とあつて、独立行政法人とは何かということで、これは、何度かご説明した中に含まれていたかもしれませんけれども、これの第1項のところに、いろいろ書いていますけれども、効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律で定めるものを独立行政法人と言うのだと書いてあるわけですね。この他の条文を見ますと、自主性とか効率性とか効果性とか、あと透明性とかという言葉がありますが、基本的な通則法で出てきている言葉で言うと、効率的かつ効果的に行わしめるとというのが、まず独立行政法人化の目的であると書いてあるわけです。したがって、ここで効果的という言葉が消えていいのかという議論はあり得ると思うのですけれども、しいて言うと、この中期目標の中で効率的にやると書いてあるからではなくて、通則法で基本的なところで、効率的に業務をさせるというのが、土研だけではなく全体の独立行政法人に共通した趣旨であるということで、こうやって書いておるわけです。ただ、ここで言いたいのは、それだけだとされると困るので、「つ

つ」と書いた上で、それに従って社会への還元とかそういったものをきちんとやりなさいということ、もちろんそのためには効果的にもやらなくちゃいけないだろうし、そういった趣旨をこの3行の中に入れさせていただいているということです。

【椎貝分科会長】 そのこのところは、戦前の日本のシステムだと、かなり独立行政法人みたいな考えが、既にあったのに、それが戦後なくなっちゃったんですね。例えばいろいろな工事でも、ちゃんと目的のものををつくった上で工事費を使い残すと、半分は返納し、半分は現場で分けていいというやり方だから、みんなものすごい節約するわけです。それで、なかなか効率的にはよかったということもあるんですね、確かに。ところが、それがとにかく使いきれないというので、大学なんかでも最後になって1,000万円残った、だれか何か買えなんていうことをやったりするわけだから、今は単年度予算というのはものすごく大変なんですね。ドイツあたりだと、それが2年度予算になって2年間繰り越しができるとか、どこの政府でもそこら辺、みんな苦労しているわけですね。それで、今度は、日本のやり方は独立行政法人にして、公務員でない形にしてやろうという形になってきた。ですから、効率的というのは、どこかでやっぱり効率的ではないということはあるのでしょうかね。

【井上委員】 話は違うのですが、大学なんかもそうなんですけれども、このごろ、どこの大学でも、副学長とかそういう、管理運営だけではなくて、研究推進のところ、ここで言えば理事長補佐体制というものを重視されていると思うのですが、それは48ページの でそういうものが実現されるだろうということで理解してよろしいのでしょうか。

というのは、どのような方向に研究を持っていくとか、そういう理事長のリーダーシップというのがこの独立行政法人では特に大事になると思うのですが、その場合に、理事長1人が何もかも全部判断するのは非常に難しい場合もあるので、それをどのようにサポートしていくかですね。そういう体制というのは、この2番で組織されると考えてよろしいのでしょうか。

【技術審査官】 基本的にはそうお考えいただいてよろしいかと思います。

組織については、こういう資料であまり書くなということなので、書いていませんけれども、管理部門ということで、理事長をバックアップする体制としてももちろん総務部、あるいは企画部というのが設けられるわけですが、そのほかに、そういう各研究グループ横断的に、例えばここで言うと特許の出願をするのに、今までは研究者個人個人が煩雑な手続をやっていたものを一括して全部バックアップする体制とか、そういったものも整えると言っているわけです。したがって、ここで書いていますのは、理事長をそういった観点からバックアップする機能とそれから研究者個人個人をバックアップするシステム。そういったものを のところで合わせて書いているということです。

【井上委員】 もう1点、全然話は違いますが、先ほど51ページの中期計画の ですけども、海外から優秀な研究者を受け入れるというのがあったのですが、これはさっきの国家公務員の身分の枠の二百何人のうちでやるのが、非常に難しいのかどうか、その辺のことは、何かお考えがあるのでしょうか。

【椎貝分科会長】 そのこのところは、今、国土交通省でも難しくはないのでしょうか。非常に上のほうの管理職でない限りは。大学でも今、それはいいんですね。国立大学は上の管理職でなければ管理職もできるんですね。ですから、おそらく国土交通省もいいわけでしょう。課長ぐらいはいいんじゃないですかね。

【土研企画課長】 研究交流促進法という法律の中にそういう規定があって、所長とか一部のトップの人を除けば、登用はできるという道は開かれています。

【井上委員】 そういう管理的な人ではなくて、もう少し若い人ですけども。海外のポスドクと似たようなものですけどもね。

【藤野委員】 これは読むとやっぱり、フェローシップがあったから、それを使ってという感じですね。だからゲストリサーチャーみたいな感じですね。

【土研企画部長】 今、招へい研究員というのをやっていますが、そういう形で来ていただいて、現時点も来ていただいている方がいらっしゃいますし、それはまず素直にできるのではないかなと思っております。さらに216人という定員の中でできるかどうかというと、多分制度的にはできるかもしれない。

それは管理職でなければですね。

【椎貝分科会長】 できるはずだと思います。大学も正規の教授で雇うことは可能なんです。雇うけれども、それは給料は安くて、日本人並みで、一方、招へい研究者という給料が高いとか、そういう区別はあるんです。日本と同じ条件だったら、ちゃんと雇える。

【藤野委員】 我々は教育職ですよ。

【椎貝分科会長】 そうです。

【藤野委員】 だから、研究職なら……。

【椎貝分科会長】 研究職も多分できる。

【藤野委員】 国ができればできると思いますが。

【鳶委員】 トップはなぜいけないのですか。

【椎貝分科会長】 トップはいろいろ、決定権を持っているからなんだよね。

【鳶委員】 むしろ今、総理大臣も外国から招いたほうがいいんじゃないかと……。 (笑) それは民間もそうだけれども、国際化なんかと言ったときに、どうしてそういうふうに分けるのか。

【椎貝分科会長】 それはやっぱりその人にどれほど忠誠心があるかどうかということになるでしょう。例えば、アメリカから呼んだら、実はアメリカの利益を図っていたとか、そういう忠誠心というものが問題になる。だから、アメリカ人はちゃんと宣誓してきますからね。アメリカのためにやるということは明快に出してきますから、アメリカのためにやる日本の総理大臣というのはまずいとか、そういうところがひっかかるでしょう。(笑)

【鳶委員】 アメリカはアメリカ生まれではないと大統領にはなれないんですよ。しかし国務長官とか、ほかの長官は、ほかで生まれようと何しようとしてできるわけですから。まあ、そういうことではなくて、何となく今の世の中というのは、企業にしても何にしても、相当、そうしないと国際競争力に勝てないということも一方で言われているわけですよ。あんまり細かく、ここまではいいけれども、ここまではだめだとか、そういう発想は何となく……。

【椎貝分科会長】 とにかくだんだんと今、緩和されてきて、かなり上まで

いいんです。ですから、学部長はまずいだらうけれども、教授はよろしいと。そういうことになってきて、だんだんに、結局、国家に対する忠誠の問題になっている。

【**鳶委員**】 国家に対する忠誠を持っている日本人もだんだん少なくなってきていますからね。

【**藤野委員**】 でも、この前スタンフォードのフーコー・チャン先生に会いましたら、通産省の関係か何とかいう研究所の中のあるグループのヘッドに就任するとか言っていました、通産省の何とか研究所……。

【**鳶委員**】 経済産業研究所でしょう。

【**藤野委員**】 そこに、おそらく、年間30日かは来るわけで、身分は公務員であるんじゃないですか。その研究グループをリードするのですから。

【**椎貝分科会長**】 そのグループリーダーぐらいまでは十分できる。

【**藤野委員**】 グループリーダーぐらいまではいいんですね。研究なら。国家の政策にかかわらないというところのポイントでしょう。

【**土研企画部長**】 ですから、先ほどの話で、重点プロジェクトのリーダーになってもらうとか、そういうタイプだろうと思うんです、今のお話は。

理研なんかも、多分そんな形で外国の方を入れたりしていると思います。

【**椎貝分科会長**】 普通の私大では、外国人の学長というのは普通ですからね。

【**鳶委員**】 そうですね。あと、何だかよくこういう法律文を読んでいると全然こらがわからないので、おもしろくないのですけれども、組織というのは、何か基本的に生き生きするためには、1つはミッションというのがはっきりしているということと、そこで働く人のパッションというのがもう一つなきゃいけなくて、もう一つは僕はファッションというかな、プレゼンテーションというか、ミッションとファッションというのは、僕は組織が生き生きするために非常に重要だと思っているのです。そういう意味で言うと、ミッションというのは、ここでは多分目的とか、あるいは土木研究を何のためにするかというそのミッションをはっきり打ち出すということが非常に重要なのかなという

感じがするし、やっぱりそれを支えている人は相当パッションがあるのだろうと思うけれども、ファッションというか、プレゼンテーションですね。ここで言うと、広報、論文発表とかメディアの情報発信というふうなことを言っていますけれども、やっぱりこういうことをもっときちっとしていかないとけない。つまり独立行政法人になってこれから何がこわいかというと、あんたのところはあまりアイデンティティがないじゃないかと、それだったらもう人も減らすし、金も減らすし、場合によったら組織もなくてもいいよというふうに言われなくないようにするためには、やっぱりプレゼンテーションというか、ファッションの部分というのを相当力を入れる必要があるのではないかなと思うんです。それは単に専門的なところの分野へのことだけではなくて、やっぱり国民社会のニーズを汲み取りと言っている以上は、やっぱり国民社会に対してどうやって研究成果をプレゼンテーションしていくかということがすごく大事じゃないかなと思うんです。そういう中で言うと、ここで言うと、何かメディアへの情報発信を行うというふうに書いてあるのだけれども、何か公表方法の広報基準を定めどうのこうのとか、こういうのは一体どういうことを意味しているのかということ、そういう広報体制というのですか、そういうものというものは、一体具体的にあって、どこにどういうふうにしようとしているのか、そういうシステムがあるのかどうなのか。僕はこれからの社会というのはそういうことが非常に重要だと思うので、そこもある程度重要視してシステム化しておいたほうがいいのではないかなという気がするのですけれども。

【椎貝分科会長】 今、ご指摘いただいたところは、政府の言い分が通る、だから独立行政法人にすれば、理事長をちゃんと選べばやれるじゃないかと、やって構わないわけですね。今はちょっと、大学でも広報部長というのは置けないわけですが、独立行政法人にすれば確実に置けるわけです。

私も海外の大学でやったんですが、それはもう、ちゃんと、パブリック・リレーションズ・オフィサーという非常に重要な場所をとるのですね。だけど日本では、広報担当というのは、何だかよくわからないおじいさんがいて、うるさいというようなおじいさんばかりいるから、大変困るわけですがね。

そこいら辺まではちょっと書ききれていない、初めですから、突っ込んで...
....

【**寫委員**】 52ページの中期計画のイ)のところの広報基準って何ですか。メディアへの公表方法を含めた広報基準。基準なんか要らないのではないですか。いいものはどんどん発表すればいいんだから。

【**椎貝分科会長**】 これは何かお考えありますか。これはわりにスタンダードというような意味を持つのですが。

【**技術審査官**】 ちょっと補足を研究所からしてもらったと思いますけれども、当然情報開示とか、情報公開法とかそういったものを意識しながら、当然これは全部出すぞというまず義務的なものがあるといえますと、例えばそれは見に来たときには必ず拒否しないでお見せするとか、そういった消極的なものもありますけれども、例えばこういうものについては、とにかく積極的にというか、インターネットもそうでしょうし、メディアに徹底的にこちら側からどんどん出すというものを定めたものだとは基本的には思っているのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

【**土研企画部長**】 まず、メディアに対する広報ということでは、今、土木研究所も積極的にやろうということで、今年どういう研究発表をいつどこで行うかというのを年度初めに各研究室から聞いて、できるだけ適切な時期に出して、また実験施設も見学してもらいながらそれを見てもらうというのをやっています。おかげさまで朝のニュースなんかでもそういうことを取り上げていただいているケースが多いのですけれども、ここで言っている広報基準というのは、実は研究成果のオープンというのは、非常に難しい部分がありまして、例えば研究途上のをどうするかとか、それから特許を申請する前のものをどうするかとか、特許を申請する前にそれを出しちゃいますと、特許の申請ができなくなっちゃうとか、申請したらいいとか、そういうのがございます。それからその研究途上のまだ成果としてまとまっていないものをどうするかというのも、これは、情報公開法などとの関係も随分難しいのですけれども、基本的にはすべて出すべきだという議論もありますし、研究途上のものはまとまる前に

はまだ出さなくてもいいという考え方もありますし、その辺のものがあるものですから、ちょっと奥歯に物がはさまったような言い方になっております。

基本的には、ですけれども、オープンにできるものは積極的にメディアのほうに出しますし、もちろん土木研究所はホームページを持っておりますので、これから独立行政法人になりましたらもっと魅力的なホームページにするためにどうするかということで、既にその勉強は始めてもらっているのですが、そういうことは考えております。

【篤委員】 これを見ると、なるべく出さないための基準をつくっているような感じ、はっきり言うと、積極的に基準をつくるというのは、むしろ規制するために基準をつくるように聞こえちゃうわけですよ。僕は特にこういう研究所みたいなところというのは、アイデンティティをはっきりさせる、地震だとか、災害だとか大震災なんかがあったときに、やっぱりなかなかそういう分野の人たちの話は、ふだん僕なんかは聞けないのだけれども、そういうことがあると、同じ地震学者の人がしょっちゅうテレビに登場してきてしゃべっているのを聞くと、ああ、日本ってそういうような基礎研究をやってきたのかとか、そういうことを聞くことによって、そこの学校なり大学なり、あるいはそういう研究というものに対するアイデンティティというのが見えてくるわけですね。僕はそういうのは、何か事件が起きたときだけできるのではなくて、そういうことを積極的に、世の中にこういうことをやっているんですよということを、今おっしゃられたパブリックリレーションとか、そういうことをもっときちんと積極的にやるようにしたらいいと思います。

【椎貝分科会長】 結局2つあって、ほんとうに最先端の研究で、どこかと競っているときにはこの広報基準というのは、かなり注意していてやらないといけないわけね。できたとなったとたんに、できたということがわかっただけで競っている研究と言ったらみんなできるんですよ。ほんとにそうなのね。ノーベル賞でどこか何かやったら、みんなできるようになっちゃうんですね。だからそのところは、まず絶対にその辺でしゃべってはいけないわけで、『ネイチャー』とか『サイエンス』とかにしっかり出して、掲載が決まってから出

さないといけない。私はこういうことができましたなんてうっかりしゃべると、パッと先を越されるわけですね。

それからもう一つは、今、言われたような例えば災害の予測だとか、そういうことは、よく中で十分に審査をして、正確な情報を出さないといけないわけですね。前に富士山が爆発するとか、その確率は何分の1だぞとか騒ぎになったけど、そこら辺になりますね。ですから、これからは、やっぱり広報担当者の立場というのは、非常に重要になりますね。

まあ、しかしアメリカでも超伝導なんていうのは、みんなできたできたと言っていたけれども、できなかったわけですから、まあ、最先端のところは難しいのですがね。今、言われたようなところも独立行政法人だからみんなそれぞれやれということで、そこでうまくところが成功するのではないですかね。

【土研所長】　　ここは、おっしゃったとおりで、積極的に出すための内部ルールをどうしようかということを考えていく必要があります。

【後委員】　　予算ですとか収支計画ですとかは、いろいろ出されておりますが、4月1日付の資産負債資本というのは、もう出せるのですか。

【土研調査官】　　資産については、先だって、設立委員会が開かれまして、その段階で、速報的に、償却する財産というものが一応決められております。それによって償却が約200億ぐらいでしょうか。土地、建物、それから工作物、そういったものが資本金として計上されるというふうになっている。その他、いろんな償却資産的なものも償却します。それについても、今回この中期計画の中では、償却の部のほうに含めております。

【後委員】　　ということは、現有の建物ですとか、構築物ですとかというのは、今の時点の価値になっているわけですか。

【土研調査官】　　はい、これは4月2日以降に、今度は財産の評価委員会というのが開かれることになっておりまして、そこで再度財産の評価を行っていただくということになっております。ですから、資本金もまたその評価によって変わってくる。現在の財産の評価は、当面4月1日に公示をいたしますので、そのための台帳による評価ということで今、やられておりますが、それを今度

は完全に現物評価でもって、再度評価をしていただいて、それを財産評価委員会にかけまして、そこでまた評価委員の先生方に評価をしていただくということになっております。

【後委員】 その際には、20年分劣化した時価というか、価格価値で載っているわけですね。

【土研調査官】 そうです。

【後委員】 ということは、今後資本金を増やすことについては、何か問題ありますか。増やせないだろうとか、維持だけだとかいうのがありますか。

【土研調査官】 資本金そのものは、今後は新たな、例えば土地を取得するとか、あるいは建物を新たにまた取得してといった形では出てきますが、資本金そのものがそんなに動いていくということはないと思います。ただ、今後いろんな形で出資とかいったものもまた出てくる可能性はありますので、それによって資本金がまた増えていくということはある得ます。

【後委員】 その場合に、問題はないわけですね。増えることについては何も。

【土研調査官】 それは今のところ問題はありませんし、そういう出資ができるという規定も今の個別法上ではございません。

【後委員】 わかりました。

【椎貝分科会長】 それでは、ご意見がたくさん出まして、事務局も大変だと思いますが、この中期目標及び中期計画というのは、今年4月1日から独立行政法人になられるわけですから、年度内に確定させておかななくちゃいけないのです。そして、財務省との協議も最終段階でやらないといけなくて、事務局のほうは、先生方のご意見を勘案しながら、財務省とも合わせなくてはならないということになって、それはご理解いただきたいと思います。とにかく時間がございませんので。大学はこれから2年かけてやろうと思っている作業を1カ月ぐらいでおやりになるわけですからね。

まことに勝手ですが、分科会で案文の最終確認というのは、これだけ詰めていただいていると、多分わりに少なくても済むだろうと思いますので、時間がな

ければ、私にご一任いただければありがたいと思うのですが。そうでないと、今度は、評価委員会で木村委員長のところへ同意を得なくてはならないので、あちこち固めていかななくてはならないので、私が責任を持ちますので、必要な点は委員の先生方に電話でもご連絡いたしますので、そういうことでお任せ願えませんでしょうか。大変時間が迫っていて申し訳ないのですが。

(4) 業務方法書(案)について

(5) 役員給与規程(案)について

(6) 役員退職手当支給規程(案)について

【椎貝分科会長】 それでは、もう一つ、業務方法書があるわけですが、これがまたちょっとやっかいなのですが、初めてですので、資料6と7でご説明したいと、お願いいたします。

【技術審査官】 ご説明しますと、資料6の業務方法書について、法律でどのように書かれているかというのを簡単に復習しただけでございますが、資料6の下のほうに書いてありますとおり、独立行政法人通則法第28条の第3項で、国土交通大臣は、業務方法書に対して認可をしなければならないのですが、その「認可をしようとするときには、評価委員会の意見を聞かなければならない」ということになっております。

それで、では、どういう業務方法書を考えているかといいますと、それは資料の7でございます。ざっと簡単にお示しいたします。

今の資料6の28条の第2項のところに、業務方法書には何を書くかということで、記載すべき事項は主務省令で定めると書いております。次のページをめくっていただきますと、主務省令、これもまだ(案)となっておりますけれども、実は内容はもう確定しております、あとは官報に掲載するだけなんですけれども、ここに「主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は次のとおりとする」ということで、第1号から第9号まで書いておりますので、これに沿って業務方法書を作成しているというふうにご理解いただければと存じます。

資料7でご説明いたしますと、第1条がこの業務方法書を定める目的、それから第2条は業務運営の基本方針ということで、「中期目標に基づき業務の効率的・効果的な運営に努めるものとする」というのを基本方針とさせていただいております。

第3条、4条、5条が、先ほどの主務省令で言いますと、1号に相当するところをございまして、まず第3条では、調査・試験・研究開発を行うということと、第4条でその際には独立行政法人が全部やらなくちゃいかんかということ、そうではなくて、場合によっては共同研究をやってもいいよということを第4条で書いております。第5条では、共同研究をするときには相手方とこの(1)に書いてあるところから(10)に書いてあるところまで、こういったものを定めて、相手方と契約を交わした上で共同研究を行いなさいということを書いておるといことをございまして。

それから第6条が指導及び成果の普及にかかわることをございまして、これが主務省令で言いますと、第2号に相当することをございまして。ここでは、第6条の3項として、成果の普及というのは、第3項の(1)から次のページの(4)に書いてあるまでの方法を通じて普及を行いますということを書いております。先ほど来、出ております、例えばホームページでいろいろな情報を流すとか、そういったことは、ここで申し上げれば(4)に相当する方法ということが言えるかと思っております。

それから第7条は検定をございまして、これは主務省令で言いますと、第3号に該当いたします。検定を行うことはそもそも土木研究所法の中でできるというふうになっているのですけれども、念のために第2項で適正な対価を徴収する旨を書かせていただいております。

それから第8条は、主務省令で言いますと第4号に相当するものをございまして、重要な河川工作物等の試験研究等の受託をできるということを書いております。それから特殊な工作物の設計の受託については、第9条で書いておりますが、主務省令で言いますと、第5号に相当するものをございまして。

それから第10条、第11条、第12条が、その他の研究等の受託というこ

とでございます、10条ではその受託をすることができるということ、それから11条では、試験研究等の受託をしようとする場合には、第2項に書いてあります(1)から(10)までの内容をあらかじめ相手方と契約として締結をするのだということ。それから第12条で受託をするときには、別に定めるところにより算出した額をちゃんと相手方からもらうのだということを書いてあります。

それから第3章、これは13条だけですけれども、国土交通大臣の指示があったときにどう対応するかというのは、主務省令でいきますと第6号相当でございますが、それを13条で規定しております。

それから、第14条、15条が主務省令でいきますと7号、業務の委託に関する基準ということでございますが、第14条で、みずから実施することが効率的でないとする試験研究等の業務は、他に委託することができるというふうにさせていただきまして、第15条で外部に委託しようとする場合には、第2項に書いてあります(1)から(11)までの内容をあらかじめ相手方と契約として結んでおくことというふうにしてあります。

それから第5章、ここで言いますと第16条から第19条までが主務省令でいきますと8号に相当するところでございます、競争入札その他契約に関する基本的事項といたしまして、まず基本的には第16条に書いてありますとおり、一般競争契約で行うということが書いてあります。第17条で契約の性質または目的により競争に加わるべき者が少数である場合等々においては、指名競争契約で行うこともできる旨を書いておりまして、第18条には、随意契約で行うことができる場合も書かせていただいております。第19条では、物を買ってもらう場合、あるいはこちらに売ってもらう場合に応じまして、最高または最低の価格で相手方を決めるということを書いてあります。

第6章といたしまして、これが主務省令の9号に相当いたしますが、その他必要な事項といたしまして、施設等の貸与につきましては、それを借り受けようとする人との間で、使用目的とか、貸与期間とか等々、この(1)から(8)までの事項をあらかじめ契約として定めること等々を書かせていただいております。

ます。

以上で、主務省令で書くべきこととされているものについては業務方法書にすべて取り込んだという状況になっております。以上でございます。

【椎貝分科会長】 非常に具体的ですね。

ちょっと時間の問題もありますので、もう一つ、役員報酬等の支給の基準をご説明いただけますでしょうか。これも重要なことなので。

【技術審査官】 資料8で、役員報酬等の支給の基準にかかわる規定について、法律でどのように定められているかというのを1枚紙でご紹介しております。

この73ページですが、通則法第52条の第2項をごらんいただきますと、「法人は役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに公表しなければならない」となっております。また、53条の第2項で、評価委員会、要するにこの分科会ですが、「前項の規定による通知を受けたときは、その通知にかかわる報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、意見を申し出ることができる」というふうに書かれておりますので、どういうふうにしようとしているかという内容をご説明させていただこうというわけでございます。

ここで、報酬等の支給の基準、役員報酬等と書いてありますが、私ども、これを2つに分けまして、資料9が役員給与にかかわる規定、それから右上に資料10と書いてありますのが退職手当の支給規程という2つに分けて資料を作成しております。本ものは、例えば役員規程でございますと、通算の75ページから81ページになっておりますけれども、どういうことが書いてあるかという概要を74ページ目に一括しておりますので、まずそこでご説明いたします。

まず役員給与の種類については、そもそも常勤役員と非常勤役員に分ける。常勤役員につきましては、本給と役員特別調整手当と通勤手当と特別手当、この4つのものから成る。それから非常勤役員については非常勤役員手当のみというふうにさせていただいております。まず、本給でございますが、これは常

勤役員だけですけれども、理事長につきましては、月額102万5,000円、それから理事が87万3,000円、監事が81万円ということで、これがそれぞれ国家公務員の俸給表でいきますと、指定職俸給表の上から順番に7号、5号、4号に相当しております。

それから、毎月支給されるのは、この本給のほかに役員特別調整手当でございます、要するに100分の10を乗じて得た額ということですから、毎月給料として支払われるのは、ここに書いてある、理事長であれば102万5,000円の1.1倍プラス交通費ということになるということでございます。それから特別手当でございますけれども、これは本給プラス役員の特別調整手当と、本給の25%に相当する管理職加算額手当、それから本給プラス役員特別調整手当の合算額の2割に相当いたします役職段階加算額相当ということでございます。これを全部足し算をしていきますと、本給を1.0といたしますと、役員特別調整手当が0.1、管理職加算額相当が0.25、役職段階加算額相当が0.22になりまして、足し算すると1.57でございます。これを夏季と年末と年度末に、1.45、1.60、0.55、これを全部足し算しますと、3.60になりますので、本給の1.57倍をさらに3.6倍したものが3つの時期に割り振られて支給されるということでございます。

そういたしますと結局どのぐらいになるかということでございますが、例えば理事長でございますと、102万5,000円という基本給として、先ほどの12カ月分の給与を払い、特別手当をお支払いしますと、1,932万円余、理事で1,646万弱、監事で1,527万余というような額になりまして、これが現在の国家公務員の例えば理事長でございますと、土木研究所の所長の給与がほぼ年ベースで横にスライドしたような額になっているということでございます。

それから、非常勤役員手当につきましては、月額27万6,000円ということで、その他特別手当とかそういったものは一切なしということでございます。通勤手当は同じように出ます。これは単純に12倍すればよろしいわけでございますので、年収といたしましては、331万余という程度の額になるうかと

思います。

続きまして、資料10でございますけれども、これは役職員の退職手当の支給規定でございます。退職手当の支給につきましては、退職したり、あるいは解任されたり、または在勤中に死亡したりしたときに支給されるということが書いてありまして、ただし、退職手当の支給制限というのがあって、下に参考と書いて第23条第2項とございますが、その第2項の中の第2号、職務上の義務違反があって解任された場合にはこの退職手当は支給されないということが中身として規定しております。それから退職手当の額でございますが、在職1カ月あたり、本給、例えば理事長でいいますと、102万5,000円でしたけれども、その36%を乗じた額を1カ月ごとに積み重ねていくというのが基本でございます。再任された場合とか、あるいは理事だった方が理事長になったとか、そういった場合には、それぞれの当該役職にいたときの本給に36%を乗じたものを積み重ねていった額というふうになるということでございます。

それから6番ということで、退職手当の支給方法については、ご本人に支給するほか、その本人が死亡された場合には優先順位としてどなたに払っていくかを規程しておるということでございます。

以上、急いでのご説明で申しわけございませんでしたが、役員給与規程と退職手当支給の規程をご説明させていただきました。以上でございます。

【椎貝分科会長】 どうもありがとうございました。

端的に言いますと、現在、土木研究所でやっている基準と同じということを書き直したということですか。

【技術審査官】 そういうことでございます。ただ、理事長につきましては、土木研究所長の年収でそのままスライドになるようにということで考えております。ご存じのとおり、例えば理事とか監事という職は、現在の土木研究所にはございませんので、理事長の業務の重要性、あるいはそれを支えるポストとしての重要性等々勘案して、ご提案している趣旨は理事長の7号俸相当に対し、理事5号俸相当、監事4号俸相当とさせていただいているということと、この

理事と監事の号俸につきましては、基本的には他の法人との横並びを図っておるといってございます。

【椎貝分科会長】 ということだそうでございます。

それでここはかなり細部に入りますが、何かご質問がございましたらよろしくをお願いします。まあ、要は現在やっていることをそのままスライドしたということですね。

いかがでしょうか。ここら辺になると、大変細部で、まあ、国立大学も似たような形でやっております。

現在の国土交通省内では、そういう機関の大きさに応じて理事長、所長の待遇は違うのですか。

【技術調査課長】 基本的に、土木研究所、建築研究所で、人数とかいったものによつての違いはないのですけれども、ただ、指定職になってから、属人的な要素というのかあたりします。

【椎貝分科会長】 国立大学の場合は、東大と京大が同じになるということになるということがしっかり決まっていて、その次が筑波大学で、それから東工大、一橋と、東京外語、そこら辺の旧帝大系の大学が同じレベルで、それからその間に旧制の帝国大学が連なって入っている。それからその下にまた農工大とか大きい大学が入って、その下にその他ずらっと入る形できちんと決まっています。

【薫委員】 国立大学の先生が、民間の社外取締役なんていうのは相当もめましたけれども、独立法人になるとそういう問題というのはどうなるのですか。

【椎貝分科会長】 例えば研究部長が社外取締役を兼任しているとか。

【薫委員】 そういう規制というものは結構あるのですか。

【高木委員】 国家公務員法の枠内での活動になるのですか。

【技術審査官】 それは国家公務員の身分を与えられて、例えば給与とか、役員も一般職員も同じですが、給与表とかそういったものは国家公務員が受けるべき給与表は適用されないというのがあります。

【土研企画課長】 いわゆる兼業規程というのができて、自分の研究成果を

企業化するといったことで、その企業の取締役とかに就職することはできるのですが、今の研究所のミッションから言うと、みずから生み出した成果をベンチャーなんかで製品化したい。そのほうが世の役に立つというときは、おそらくうちの研究所のミッションからいって認められると思います。監査として、うちの研究所の職員が外に対して認められるかということ、監査そのものをうちは業務としていないので、そういったものは該当しないかと思います。

【薦委員】 給与も両方からもらえるわけですか。

【土研調査官】 調整でしょうね。

【椎貝分科会長】 手当というのはできるかもしれないけれどもね。大学でも、もうこのごろは、TLOという組織をいっぱいつくってやっておりますが、実際にはもらったら、TLOがすぐつぶれるからもらわない。うんともうかってきたら何とかなるのでしょね。

【後委員】 理事長と理事の方は、たしか経営に明るい方というような規定が個別法であったと思いますが。

【技術審査官】 通則法20条の1項ですね。「次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する」で、1号としては「法人が行う事務及び事業に関して、高度な知識及び経験を有する者」そして2号として、「前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者」というふうになっております。

【後委員】 わかりました。オアなんですね、アンドではなく。はい、わかりました。

【技術審査官】 そうです。

【椎貝分科会長】 というと、なかなか大学でも適任者がおりません。

いかがでしょうか。このところはこれからまた調整があり得るわけですね。もうないのですか。

【技術審査官】 役員の報酬規程は、これは届け出をして公表するだけですので、もしもこれは社会常識から照らしてあんまりだというようなご意見があれば、それは言うていただくことができるとなっているわけで、これで承認事

項でも実はございません。ただ、業務方法書のほうは、大臣の承認事項でございまして、承認する前にはご意見をちょうだいすることになっております。

【椎貝分科会長】 そういたしますと、ちょっとこちら辺も非常に細部に入りますので、現在の横すべり型だということをご確認いただければありがたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(7) その他

【椎貝分科会長】 それでは、最後でございしますが、今後の日程のご説明をお願いいたします。

【技術審査官】 本日のご意見もいただきましたので、分科会長と最終的な調整をさせていただきまして、予定では21日にも評価委員会の木村委員長にご説明に上がって、この分科会での意見をもって評価委員会の意見とさせていただくよう、ご説明させていただく予定でございします。

それから、おかげさまでいろいろご審議いただきました中期計画、中期目標、これから分科会長にいろいろご指導いただいて決定いたしますと、4月1日付をもちまして、大臣から独立行政法人に対し指示をさせていただき、同日付でそれを踏まえた中期計画ということで独立行政法人のほうから出していただき、それを認可するという手続を行いまして、業務をとどこおりなく進める準備をさせていただきたいと思ひます。業務方法書につきましても、同様に承認させていただくという予定にしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、まだこれは予定がきちっと決まっておりますけれども、今回はこの短い間で、特に認可を要するものとか、意見をいただくべき部分について集中的にご審議いただきましたが、認可とか承認にかかわらないもので、例えば年度計画について、これからいろいろ評価していただくときの評価の考え方でございしますとか、先ほど広報基準というようなことがちょっと出ましたけれども、広報についてどういうことを考えていくかというようなことを、承認、認可のマスターではないとしても、1年後にいろいろ評価していただくときに備えて、どういうことを考えているかというのをご説明させていただく場を持たせ

ていただこうと思っておりますので、もしもお時間の都合がつくようでしたら、例えば筑波での開催も選択肢に入れながら調整をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

【椎貝分科会長】 大変ありがとうございました。これは、大学ですと、今、99大学が同じ基準でやろうと言って、毎週のように会議をやっているわけですが、それが全然まとまらない。2年たってできるかどうかわかりませんが、国土交通省の場合にはえらいスピードでおやりになっておって、具合が悪ければ、それこそ先生方のこの委員の方のご意見で直すこともできるわけですから、とにかく発足していただくことがやはり日本のためではないかと思えます。よろしく願いをいたします。

それでは、先ほど申し上げましたように、また細かいことは、万一ありましたら、私が取り扱いますので、ご意見をいただくなり、あるいは結果は必ず委員の方々に報告するというにいたしまして、本日はここで閉じさせていただきたいと思えます。ちょっと時間を超過いたしましたので、失礼いたしました。

3 . 閉 会

【技術調査課長】 それでは長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。非常に短い期間で集中的なご審議をいただきまして、4月1日に向けましては、今、事務局からお話させていただきましたようなことで、進めさせていただきたいと思えます。

なお、本日、独立行政法人土木研究所の理事長となるべき者ということで坂本ダム技術センター理事長に来ていただいておりますので、最後のごあいさつをさせていただきたいと思えます。

【ダム技術センター理事長】 このたび、独立行政法人土木研究所理事長になるべき者ということで、去る2月27日に指名を受けました坂本でございます。私は昭和42年に建設省に入りまして、約29年間勤務をいたしましたので、その間に5カ年、土木研究所で勤務いたしまして、最初入りましては土木研究所でございますので、最後に退職するときにも土木研究所長として退職を

いたしました。その後、財団法人で私の専門であるダム関係の技術開発の研究を行っていましたが、このたび独立行政法人への移行ということで、再びかつて勤務したことのおかげです土木研究所の理事長に指名されましたこと、私自身にとっても大変光栄なことであるというふうに思っております。このたび、中期目標の指示の全容をご審議いただき、また中期計画の答申案のご審議をいただきましたが、独立行政法人への移行に当たって、理事長の権限といいますが、能力が非常に問われるシステムであるということをもって審議の内容をお聞きしながら考えておるところでございます。身に余る光栄ではございますが、また、一方で、十分に対処しきれぬのかどうか、大変不安に思っているところでございますが、任命を受けた以上、一生懸命頑張りたいと思っております。また、そうすることが国から一体的ではございますけれども、一応独立行政法人という形で身分を変えて独立行政法人のほうへ行く職員たちのことも考えますと、一生懸命頑張らなければならないと思っておるところでございます。評価委員会の皆様方にはこれからもいろいろご指導を賜る機会が多々あると思っておりますが、よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。

【技術調査課長】 どうもありがとうございました。

【椎貝分科会長】 先生方もまた今後ともよろしくお願い申し上げます。

【技術審査官】 どうもありがとうございました。

午後6時1分閉会